

## 令和2年度 浜松日本語学院 自己点検・評価 報告書

「日本語教育機関の告示基準」(以下、告示基準という)第1条第1項第18条により、浜松日本語学院では自己点検・評価を行い、その結果を報告する。

### 1. 評価対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 2. 評価基準

- ・A:「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B:「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C:「未達成」あるいは「適合していない」項目。

### 3. 評価項目の達成及び取組状況

#### (1)理念・教育目標

1.1	教育理念 建学の精神:技術者の育成をもって地域社会に貢献する 教育方針 :高い専門性と豊かな人間性を育成する	-
1.2	教育目標 本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、併せて日本文化、風俗、習慣等の教育を行い、日本と出身国との文化の相互理解を図り、もって国際交流発展に寄与することを目的とする。	-
1.3	育成する人材像 日本語で自ら発信する「伝える力」、「考える力」、そして、他者と分かりあうための「語り合う力」の修得を目指し、日本語を通し日本の文化・慣習、人間関係を学び、真の「日本語力」「学力」「人間力」を身につけ、希望する進路を選択できる人材を育成する。	-
1.4	理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	B
1.5	理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	A

#### \*達成状況、課題、改善計画等

学校法人静岡理工科大学のグループ校の一員として、建学の精神にのっとり、技術者(日本語教育を受け国際交流力のある外国人材)を育成し、地域社会(企業や団体等)が求める、高度外国籍人材を輩出するために教育目標を定めている。外部団体(浜松日本語学院留学生支援の会等)により社会の要請に合致しているか確認評価をする予定である。教職員および学生への周知はホームページや学生募集用のパンフレットへの記載を通して行われている。

## (2)学校運営

2.1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	A
2.2	短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	A
2.3	管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。	A
2.4	意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A
2.5	予算編成が適切に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	A
2.6	外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有する仕組みがある。	A
2.7	学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	A
2.8	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	A
2.9	業務の見直しや効率的な運営の検討が定期的かつ、組織的に行われている。	A

### \*達成状況、課題、改善計画等

浜松日本語学院は、平成 23 年 8 月 29 日付け官報第 5628 号において日本語教育機関として基準への適合が認められた。また、平成 30 年 5 月 22 日付け官報号外第 108 号において新告示基準への適合が認められ、現在まで告示基準に適合した運営を行っている。自己点検を行い、改善が必要な項目は整備を行っている。

## (3)教育活動の計画

3.1	理念・教育目標に合致したコースを設定している。	A
3.2	教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	A
3.3	国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている	A
3.4	教育目標に合致した教材を選定している。	A
3.5	補助教材、生教材を使用する場合出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	A
3.6	教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A

### \*達成状況、課題、改善計画等

月 1 回の職員会議、3 か月ごとの講師会などを中心に、コース、クラス、カリキュラム、熟達度レベル、教材の確認を行っている。また、著作権法、教育内容、教育方法についても、同会議により共通理解をしている。また、法人規程および目標管理人事査定表(実施計画シート、チャレンジシート)により教員の能力経験を考慮し適切な配置をしている。

#### (4)教育活動の実施

4.1	授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
4.2	教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3	開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
4.4	授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5	理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
4.6	学生の自己評価を把握している。	A
4.7	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
4.8	特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	A

#### \*達成状況、課題、改善計画等

入学前に1回、入学時に1回、3か月ごとに中間・期末試験を実施し、適正なクラス編成および理解度・到達度の確認を行っている。また、授業記録、出席・成績、指導記録について専用システムに正確に記録している。また、年に1回、学生への授業アンケートを行っている。3か月ごとの教員研修を行い、さまざまな分野の専門家の助言を受けている。

#### (5)成績判定と授業評価

5.1	判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また、判定基準と方法を開示している。	A
5.2	成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
5.3	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4	授業評価を定期的実施している。	A
5.5	評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。	A
5.6	学生による授業評価を定期的実施している。	A
5.7	授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組みに反映されている。	A

#### \*達成状況、課題、改善計画等

成績判定においては、各学期の試験結果を総合し、職員会議および進級判定会議において定められた基準によって適切に行われている。またそれらを学生に成績表及び掲示等において伝えている。また、授業アンケートを実施し、その内容について運営会議、職員会議、講師会、各講師のフィードバックによって適切に運営し、教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上の取組みに反映している。

(6)教育活動を担う教職員

6.1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
6.2	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	A
6.3	教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。	A
6.5	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	A
6.6	教員及び職員の評価を適切に行っている。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

学校法人静岡理工科大学の就業および人事評価、服務、ハラスメント等の諸規程等にもとづき、必要な人選および配置を行っている。また、定期的な研修会を実施し、年2回の法人全体研修、年4回の講師会、月1回の職員会議等で周知、指導を行っている。

校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限については、学則、学校法人静岡理工科大学の服務規程、非常勤職員就業規則、分掌表によって明確に定めている。

教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質についても学校法人静岡理工科大学の人事評価規程にもとづいた実施計画シートおよびチャレンジシートによって実施している。教員及び職員の採用方法及び雇用条件についても諸規定および契約書で明文化されている。

(7)教育成果

7.1	入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2	修了・卒業の判定に適切に行っている	A
7.3	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4	卒業または修了の進路を把握している。	A
7.5	卒業生及び修了生の状況を把握するための取組みを行い、進学先、就職等での状況や社会的評価を把握している。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

専用システムにおいて、入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。修了・卒業判定は査定会議によって適切に行っている。外部試験の結果は職員会議、学内Webシステムにより把握管理している。卒業および修了時の進路を把握するとともに、卒業後の状況を卒業先への調査を継続的に行い、進学先・就職先での状況や社会的評価を把握している。

(8)学生支援

8.1	学生支援計画を策定し、支援態勢整備している。	A
8.2	生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確にしている。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	A
8.3	日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	A
8.4	留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。	A
8.5	住居支援を行っている。	A
8.6	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.7	健康、衛生面について指導する態勢を整えている。	A
8.8	対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。	A
8.9	重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	A
8.10	交通事故等の相談態勢を整備している。	A
8.11	危機管理体制を整備している。	A
8.12	火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的に実施している。	A
8.13	気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

入学直後のオリエンテーションは各国の通訳を介し丁寧に行っている。入学後のオリエンテーションは春、夏、秋、冬、GW の長期休み前に定期的に実施し、その他必要があれば随時行っている。生活指導担当職員は国別担当制となっており、各自に携帯電話を支給し、電話番号を学生に公表し、長期休みや夜間の緊急案件にも対処できる体制を整えている。重篤な傷病や感染症については、国別担当者が対処しており、法人規程にそって対応している。

(9)進路に関する支援

9.1	進路指導担当者特定している。	A
9.2	学生の希望する進路を把握している。	A
9.3	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A
9.4	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

職員会議、講師会において進路指導担当者および進路指導方針の協議周知を行っている。また、入学時から早期の進路指導を行い、一貫して定期的な進路調査面談を行い、学生の希望する進路を把握している。進学、就職等の進路に関する最新の資料を図書室、職員室に備えており、学生が閲覧できる環境にある。

(10)入国・在留に関する指導及び支援

10.1	入管事務担当者特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
10.2	担当者は、研修受講等により最新かつ適切な情報取得を継続的に行っている。	A
10.3	入国管理局により認められた申請取次者を配置している。	A
10.4	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
10.5	在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	A
10.6	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	A
10.7	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	A
10.8	過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。	B

\*達成状況、課題、改善計画等

入管事務担当者は国別担当制としており、全員が申請等取次研修会を受講し、申請等取次者としての資格を保持している。定期または臨時のオリエンテーションで入管法の留意点を伝達・指導しており、必要に応じて通訳を手配し国別に学生を集めて行う場合もある。在留に関する学生の情報はシステム上にデータベース化されており、教職員全員が随時閲覧可能となっている。問題のある学生とは担当者が個別に面談し、同システムに指導記録を残している。令和元年度に資格外活動違反者(オーバーワーク)が複数名いたが、令和2年度は0名であった。

(11)教育環境

11.1	教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	A
11.2	授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
11.3	教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	A
11.4	視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。	A
11.5	教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
11.6	同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	A
11.7	法令上必要な設備等を備えている。	A
11.8	廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
11.9	バリアフリー対策を施している。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

令和 2 年度に既存校舎の隣地に地上 8 階地下 1 階からなる新校舎を建築し、2 月に移転した。告示基準に適合する教室が 30 教室あり、各教室にプロジェクターおよびパソコンが常備され、Wi-Fi 接続環境も整っており、教材、専門書の整備も行っている。また、図書室やラウンジ等も設置され自習スペースも確保されている。中期計画に基づき定員増を実施しても対応できるよう、職員室も十分な広さが確保され、竣工時の消防検査でも特段の指摘事項はなかった。

(12)入学者の募集と選考

12.1	理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	A
12.2	機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A
12.3	教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	A
12.4	海外の募集代理人(エージェンツ等)に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が的確に行われていることを把握している。	A
12.5	入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	A
12.6	学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者(職員等)が面接などの調査を行うよう努めている。	A
12.7	入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致していることを確認している。	A

12.8	入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。	A
12.9	関係諸法令に基づいた学費返還規程が定められ、公開されている。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

募集計画は担当者会議で協議され、決定した募集人数で、海外提携校を中心に募集を行っている。志願者の中から入学選考試験と書類審査により入学者を決定している。面接調査および日本語・基礎学力調査は、通常は、担当職員が海外に出向いて行っているところ、令和2年度はコロナ禍の影響でオンラインで実施をした。

(13)財務

13.1	財務状況は、中長期的に安定している。	A
13.2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	A
13.3	適正な会計監査が実施されている。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

本学園の第3次中期計画(平成29年度～令和3年度)に基づき事業運営にあたっており、最新の決算状況では、中期計画を大きく上回る収支差額となっている。令和元年度まで、固定資産への投資、取得については、外部からの資金調達を行わず、純資産の中で行っており、財務状況は安定している。決算については監事による監査を受け、理事会・評議委員会で承認されている。

(14)法令遵守

14.1	法令遵守に関する担当者を特定している。	A
14.2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	A
14.3	個人情報保護のための対策をとっている。	A
14.4	入国管理局、関係官庁への届出、報告を遅滞なく行っている。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

本学園のコンプライアンス推進に関する規程に基づき運営しており、個人情報管理も情報セキュリティ規程に基づいて行われており、これまでに不祥事の発生はない。入管庁への報告も遅滞なく行っている。

(15)地域貢献・社会貢献

15.1	日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
15.2	学生ボランティア活動への支援を行っている。	A
15.3	公開講座等を実施している。	A

\*達成状況、課題、改善計画等

文化庁および浜松市の地域日本語教育総合調整会議のメンバーとなり地域の日本語教育の貢献に参画している。また、浜松市や浜松国際交流協会と協力し、清掃や花植えボランティアに参加している。